

知多市災害廃棄物処理計画（概要）

1 改定の趣旨

環境省は、平成23年3月に発生した東日本大震災の経験と得られた知見を踏まえ、「災害廃棄物対策指針」を平成26年3月に策定しました。

また、愛知県は、全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されていることから、発災時の廃棄物処理対策の充実と強化を図るため、今年10月に「愛知県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

本市においても、これらの指針及び計画に基づき、災害発生時に生じる多量の廃棄物等を迅速かつ適正に処理するために必要な事項を定め、早期の復旧及び復興に資することを目的に「知多市災害廃棄物処理計画」を改定します。

2 改定の要点

(1) 対象とする災害及び災害廃棄物発生量等の把握

「愛知県災害廃棄物処理計画」に基づき、南海トラフ地震における地震、津波による災害廃棄物の発生状況を把握し、必要とする災害廃棄物処理量等を整理します。

ア 対象とする災害は、地震災害、風水害及びその他の自然災害

イ 被害想定は、南海トラフ地震の「過去地震最大モデル」とし、最大震度6強、最大津波高3.1mの地震及び津波災害によるもの

ウ 災害廃棄物発生量（愛知県による災害廃棄物及び津波堆積物の推計値）

災害廃棄物（t）			津波堆積物（t）	合計（t）
可燃物	不燃物	計	11,424	178,527
25,231	141,871	167,103		

注 端数処理のため、「可燃物」及び「不燃物」の各々の数値の合算値が「計」と一致しない。

(2) 処理方針及び体制の整理

災害廃棄物の処理方針、災害発生時に準備する事項及び災害発生から復旧復興までに取り組むべき事項について定めます。

ア 発生する廃棄物の種類ごとの焼却及び再資源化等の処理方法

イ 災害廃棄物処理対応に係る既存施設処理能力の検証並びに仮置場の必要面積算定、候補地選定、処理工程及び処理における留意事項等の整理

ウ 損壊家屋の解体及び撤去並びに思い出の品等の取扱いの整理